



合理主義と近代保険 : 臓器移植と死亡保険金前倒し

高尾, 厚

(Citation)

国民経済雑誌, 168(2):113-132

(Issue Date)

1993-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00174962>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00174962>



合理主義と近代保険

——臓器移植と死亡保険金前倒し——

高 尾 厚

I 序

本稿の主題は近代保険の受容条件を探求することである。わが国は明治10年代に欧州の保険制度の移植を開始した。¹爾来120年経過し、いまや世界に冠たる保険大国である。とりわけ、その生保市場の規模は世界最大であり、そこでの最大手企業は質量ともに世界のトップ・クラスの一角を占めている。損保についてもいくつかの量的指標で計測する限り、生保に比肩する様相を確認できる。

だが、両市場の質的側面に眼を転じれば、特殊日本の現象が散見される。端的に言えば、それは、わが国で「掛け捨て」保険が嫌悪され、「無理・義理」契約が少なからず混在するという事実である。このような状況下、介護保険・死亡保険金生前給付制度など、新規ニーズへの隙間商品が海外から導入されている。これらは、社会経済構造の近年の変化に対応した保険イノベーションとして解釈できる。このような保険商品が順調に定着するのか、あるいは「文化摩擦」を喚起するか、いささか興味深い。

もとより、保険制度は——少額の費用で多額の保障をうるという意味で——合理的な構造をもつ。だが、その像が経済主体の意識に「屈折」することなく影ずるには、ある前提が充足されねばならないようである。本稿は、この前提がウエーバーのいわゆる“Entzauberung”に関連するものだと仮説を導出する。従って、上記の日本型保険受容の在りようは、近代日本の Entzauberung

1 わが国最初の近代的損害保険会社として東京海上が明治12（西暦1879）年に、また生保については明治生命が明治14（西暦1881）年におのおの創設された。

の論理的帰結だということになる。本稿の考察方法は社会史・比較文化論・人間類型論に準拠し、しかも文献研究よりも事例研究に力点を置くというものである。

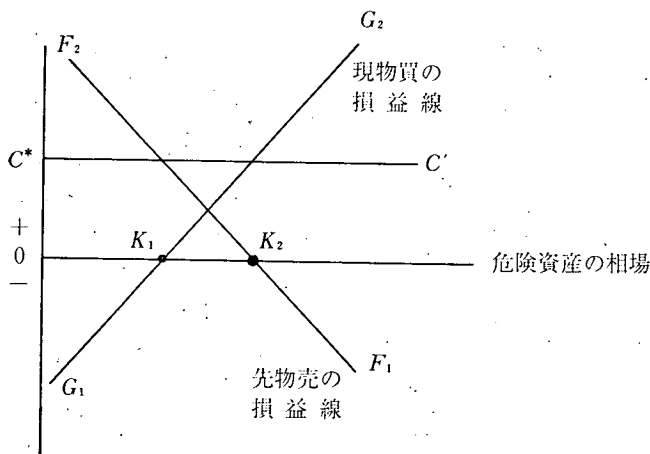
以下、第Ⅱ章で、オプションと保険とを比較し、両者の構造が酷似している——位相数学的に「同相」(topologically analog)である——こと、ひいては保険が経済合理的な制度であることを確認する。第Ⅲ章で、各国固有の文化構造に対応する形で保険受容の有りようが決まることを主張する。わけでも、超合理的な新機軸を生み出す南アフリカ共和国の文化構造と死亡保険金生前給付制との関連性を考察する。第Ⅳ章は結論部である。

II 保険の経済合理性²

II.1: オプションの構造

本節では、オプションが、キャピタル・ゲインの確保という目的に適した金融商品であることを確認したい。そのため、まず株式投資をつうじてキャピタル・ゲインを確保しようとする危険回避的な経済主体を想定しよう。図1にお

図 1



2 本章は高尾(1991)第4章の要約である。

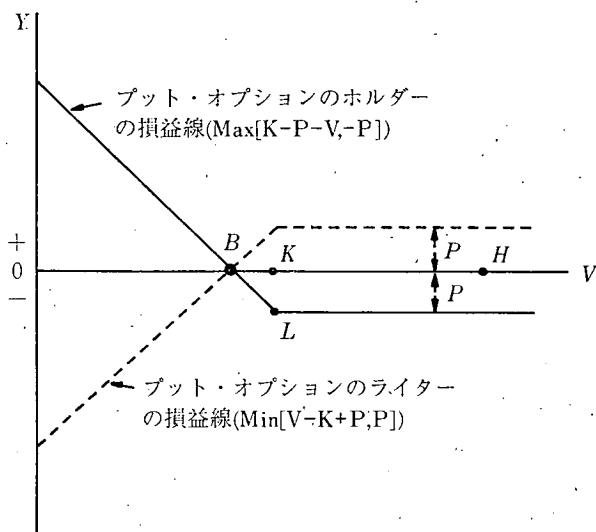
いてかれが採用すべきオーソドックスな手法は、現株を価格 OK_1 で購入し、購入時点よりも高い価格 OK_2 で先物市場でそれを転売しておくことである。これは、時点間の価格差を利用した典型的な裁定取引である。このとき、現株買の損益線は G_1G_2 、先物売のそれは F_1F_2 となり、両者の合成ポジションは C^*C' となる。かくて、かれは販売価格と購入価格との鞘 OC^* を相場変動にかかわらず確実に享受できる。

だが、以上の方法は所期の目的——安全確実に最大利益を享受する——に最適な対処法ではない。以下でこのことを証明しよう。売手サイドにとり、この先物取引の具体的内容は、将来のある受渡時点の株式相場のいかにかわらず、無条件に所定の価格 OK_2 で現株をかれが売り渡す権利・義務の設定である。それゆえ、もし「神のみぞ知る」将来の相場が OK_2 よりも高騰したばあいですら、かれは相場よりも安い約定価格で現株を受け渡さねばならず、従って逸失利得——機会費用——を甘受することとなる。

ところが、この機会費用を回避すべく、この先物契約は以下のごとく改良できる。つまり、将来の相場が OK_2 よりも低ければ、この契約を実行し、逆に OK_2 よりも高ければ、この契約を解消するごとく。このように、条件のいかんにより、権利を選択的に行使できる約束はオプション (option) と呼ばれる。このばあいのオプションのタイプは、相場低迷時に先物売の権利行使 (put) によりキャピタル・ゲインを享受し、かつまた相場上昇時の権利放棄をつうじてキャピタル・ロスを回避できるという、プット・オプション (put option) である。その買手の損益線のパターンは図2に示すごとく、先物売の損益線の右半分を水平方向へ屈折させたものとなる。

かくて、この「改良された先物売」の権利者、つまりプット・オプションの購入者 (holder) の利害状況は以前よりも以下の意味で良化 (better off) される。プット・オプションのもたらす第1の効用は「損失限定効果」に由来する。この事実は図1における先物売の損益線と図2におけるプット・オプションの購入者の損益線との比較から容易に確認できる。つまり、前者で原資産相場の

図 2



注：Y：当該危険資産を保有する経済主体の損益
 V：原資産の相場
 P：オプション・プレミアム
 K：権利行使価格
 B：損益分岐価格

高騰とともに K_2 から F_1 方向に無限定にキャピタル・ロスが増加するのに対して、後者で予想外の相場高騰に際して、売りつけ権の放棄によりオプション・プレミアム額 P へ損失を限定できることは明らかである。

第2の効用は、オプション取引におけるギャリング・レンオないしレヴェレッジ効果が原資産取引に比して大きい事実に由来する。以下、「少額の負担で多くのキャピタル・ゲインを享受できる」というワラントに関する通俗的表現の真相を再度図1と図2との比較で確認しよう。このため、上記の投資家に再登場願ひ、ワラントと原株投資とのコスト・パフォーマンスを比較してもらおう。ここでは考察の単純化ゆえに、かれの危険回避性を度外視する。

目下、世上を騒しているワラントの本質は、当該投資家が約定価格で所定の期間内に新株を買付ける権利 (call) である。従って、かれはコール・オプション・ホルダーである。また、その損益線は図2のプット・オプション・ホルダ

一のそれを、点Kを通る垂線を軸として左右反転させたものとなる。その意味するところは、定額のワラント・プレミアムPの支払を対価に、原株相場が点Kの右方に想定される損益分岐点 B' (ただし、 $B'-K=K-B$)より高騰する限り、原株相場Hと新株買付権の行使価格Kとの差益HKをキャピタル・ゲインとして無限定に享受できるということである。これに対して、かれのオーソドックスな投資法は図1において原株を OK_1 で購入し、相場がそれ以上に高騰するまで「塩漬け」で待機することである。かくて、両者のコスト・パフォーマンスのいかんは、図1における K_1 と図2における B' とが同一水準にあると仮定して、 K_1G_2 の機会を確保する際の「元手」をおのおの比較することで判明する。しかるに、Black-Scholesの構築したいわゆる option pricing modelによれば、OKがPに比して有意に大である。そしてまた、この分野で後続する諸研究は、以上の論理が、いわゆる「投機的危険」(speculative risk)にさらされた多くの危険資産——外為、CB、賃借権、変額生命保険等——について拡張援用できることを証明している。ここに投機的危険とは、危険資産にキャピタル・ゲインとともにキャピタル・ロスをもたらす可能性として定義される。

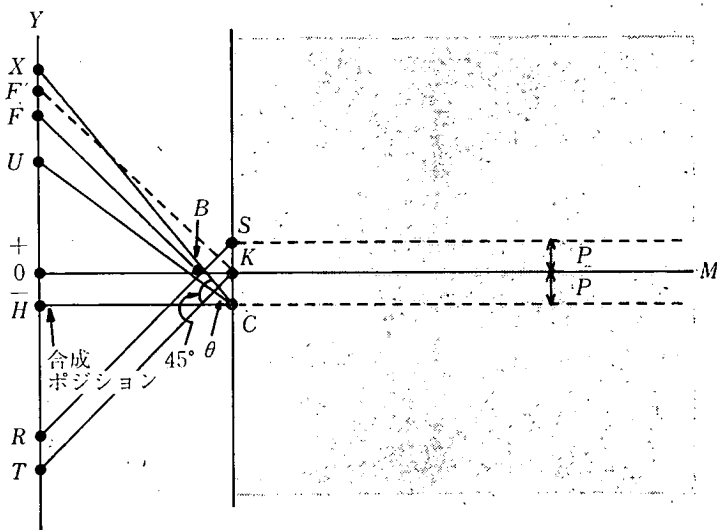
II.2: 保険の構造

本節では、保険の構造が上述したブット・オプションのそれに酷似し、ひいては危険資産のキャピタル・ロスを回避するに極めて適した金融商品であることを確認したい。そのため、まず火災危険にさらされた家屋を危険回避的な経済主体が遺産相続する状況を想定しよう。保険学の表現法を採用すれば、それは、私有財産制下、「純粹危険」(pure risk)にさらされた資産が相続人に賦与される状況である。ここで、投機的危険に対置される純粹危険とは、危険資産にキャピタル・ロスのみをもたらす可能性として定義される。

このような状況にあるかれに以下のごときオプションが提示されるものしよう。つまり、当該家屋が罹災したばあい、賦与された時点の価格(取得原

価)で、当該物件を売付けることができ、かつまた無事故のばあい、この売付け行為を断念できる権利としてのプット・オプションである。このオプションを購入したばあいの損益線は図3内の線分 FC に示される。

図 3



注: $\alpha \equiv \tan \theta$: 付保率

- Y: 当該危険資産を保有する経済主体の損益
- OM: 付保物件の被災後の残存価格 (危険資産の相場, 時価, 市価)
- OK: 保険価額つまり保険の目的の付保時点での価格 (権利行使価格に相当)
- P: 保険料 (put option premium に相当)
- OB: 損益分岐価格
- HC: 付保後の賦与危険資産つまり中和された危険資産, さらに付保により創出された安全資産 (composit position) における損失線 ($HC = TK + FC$)

なお, S, K, C を通る垂線の右方 (陰影部分) は, 保険市場では純粋危険のみを想定するから存在しない。

このパターンは図2のプット・オプション・ホルダーの損益線と酷似している。両者の相違するところは、点 K をとおる垂線から右方の領域の有無だけである。本節で純粋危険を想定したことの論理的帰結として、図3にこの領域は存在しない。

とまれ、容易に推測されるごとく、このオプションはすでに火災保険なので

ある。なぜなら、かれは、賦与された家屋に関して——このオプションひいては保険なしでは——線分TKのごとき損失線に直面するのに対して、オプションを購入すれば合成ポジションとして線分HCがえられ、ひいては火災の程度に無関係に、損害額を一定少額の保険料Pのみに限定できるからである。この性格は、投機的危険下の危険資産を対象としたブット・オプションの「損失限定効果」に対応することはいうまでもない。

他方、このような市場保険購入に代替的な案は、最悪状態での損害 OT 相当の流動性資産（典型的には現金）を常時準備すること——自家保険——である。だが、この案は相当額の機会費用を伴うという意味で非効率である。さりとて、この機会費用を圧縮すべく、少額の危険準備金を随時積み上げるとしよう。だが、全損事故が積立期間の初期に発生することもありえるから、この自家保険は経済的に合目的でない。それゆえ、自家保険に比較して、市場保険は期初より少額の負担で十分の保障をもたらすという意味で、レヴァレッジ効果が絶大であることは明らかである。³これは、同様に投機的危険下の危険資産

表1

オプション市場	保険市場
原資産	付保対象
投機的危険	純粹危険
原資産相場	保険価額
権利行使価格	保険金額
権利行使期間	保険期間
ブット・オプション・ホルダー	保険契約者 (policyholder)
ブット・オプション・ライター	保険会社 (underwriter)
オプション・プレミアム	保険料 (insurance premium)
ブット・オプション行使	保険委付 (abandonment) ⁴

- 3 極端なケースとして、保険料支払の翌日に火災事故で保険金を受領すること、あるいは、30年満期の死亡保険の第1回月払保険料支払の翌日に死亡事故で保険金入手するばあいさえある。この様相は、事故による損害発生の実事実を度外視すると、あたかも「濡れ手に粟」のごとく解釈される。Zelizer は、19世紀初頭の平均的アメリカ人が生命保険のこのような “instant money-making” の側面に違和感を呈し、死亡保障を専ら、信託銀行に求めた史実を提供する。現在の保険実務では、横軸を時間、縦軸を保障とする平面を想定した上で、「保険は□の保障、貯蓄は△の保障」とのキャ

を対象とするプット・オプションのレヴァレッジ効果がしかりであることと同値である。

かくて、本章では、オプションの構造と保険の構造との近似性——位相数学的な「同相性」——および両者における経済合理的な性格を確認した。念のため、両者を構成する主概念の対応関係を表1に提示しておこう。

III 南アフリカ共和国における死亡保険金生前給付と臓器移植

本章では、死亡保険金生前給付を臓器移植に並立する超合理的な新機軸と位置づけたのち、南アフリカ共和国が両者について世界に先駆けた理由を考察する。

III.1: 死亡保険金生前給付制の概要⁵

定義：

その基本的枠組みは、被保険者に一定の事由が生じたばあい「本来、死亡時に支払われる保険金が前倒して、生きている状態のうちに支払われる」制度である。それゆえ、以下で「死亡保険金前倒し」と略称しよう。一定の事由とは、被保険者の死期が高い確率で予想されるか、生死に関わる重病あるいは高額医療を要する難病にかかることである。このとき、被保険者が生物学上生存していても、保険制度上、かれは死亡したものとみなされる。それは、あたかも損害保険の分野で被災物件の補修費が被災前の物件価格を凌駕したばあい、当該物件が残存価値を有したとしても「経済的全損」の扱いをすることに相当する。

歴史的経過：

この保険を世界で最初に開発したのは、南アフリカのクルセイダー社であっ

チャッチ・フリーズが多用される。

4 わが国商法第839条によれば、「保険者は委付に因り被保険者が保険の目的に付き有せる一切の権利を取得す。」つまり、保険金支払後、保険会社は被災物件の所有権を有することとなる。

5 以下の論述は、主として、井上(1990)と篠原(1993)による。

た。具体的に、1983年に同社は癌保険の拡張⁶（「重病給付特約」）として、保険金前倒し型一時払給付制の保険を発売した。同国ではその後に追従する保険会社があいつぎ、1988年現在、新契約の70%に同特約付帯されている。

この新機軸は英加米へも移転されていく。すなわち、英国では1985年のロイヤル・ヘリテージ社を皮切りに、89年現在で都合18社が当該市場に参入した。カナダでは英国本国で同保険に成功したアイビー社が系列会社カナダ・アイビー社に技術移転したのが最初である。米国へは1988年ジャクソン・ナショナル社により導入され、一層の拡張担保が図られつつ、1989年末で約20社が当該商品⁷を扱っている。

わが国での反響：

この種の保険はわが国へ1992年2月に外資系生保アリコ・ジャパンにより最初に導入され、その後1993年1月までに日本、ソニー、大同、平和、第百、東邦、朝日、安田の順で内国各社が追従した。その仕組はわが国既存の生保商品、公的健康保険制度⁸に整合する形で修正され、主流はいわゆる「重病給付」タイプである。その概要は割増保険料を対価に、いわゆる3大疾患（癌、急性心筋梗塞、脳卒中）のいずれかに罹患したばあい、死亡保険金相当の給付がなされ、同時に契約がこの時点に遡及し消滅する、というものである。業績推移は、契約件数ひいては取保について業界の事前予想に反して、表2の示すごとく少なくとも1992年10月までは好調である。他方、支払については、事例が少数ゆえ

6 当初の担保範囲は“gang of 4”と呼ばれた心筋梗塞、冠状動脈疾患、脳卒中、癌であり、のちに末期的腎疾患も加えられた。

7 1988年2月、保険会社と末期重病患者との間に介在する保険証券買取（ファクタリング）業者が米国に出現した（日経夕刊、1993/05/07）。事の是非はともかく、既存の金融機関で即応できない新規のニーズを提供できるのは、洋の東西を問わず、ノンバンクである。だが、当該商品をめぐる需給両サイドの力関係のアンバランス——売手の窮状につけ込み買手は買いたくことがありうる——から、法規制の早急な整備が要請されている。

8 介護保険、癌保険、成人病特約、高度障害給付特約がこの商品の準代替財として先行しており、また医療保障のシヴィル・ミニマム部分が国民皆保険で提供され、さらに医療現場での末期症告知がタブー視されている——欧米では原則告知なのに対して、日本ではわずかに3.2%の告知率である。

表2 各社の生存給付型保険

会社名	日 本	ア リ コ ・ パ ン	ソ ニ ー	大 同	平 和	第 百	東 邦	朝 日	安 田
販 売 品 目	3大疾病保障 終身(定期) 保険 「あすりーと」	特定疾病給付 終身(定期) 保険 「エトワ」	生前給付保障 (終身・定期 型) 「リビング・ベ ネフィット」	重大疾病保障 終身(定期) 保険 「ライズ」	三大成人病 保障終身保険 「トラスティ」	特定疾病保障 終身(定期) 保険 「エスト」	特定疾病保障 終身(定期) 保険 「リバイバル」	特定疾病保障 終身(定期) 保険 「MYせるふ」	特定疾病保障 終身(定期) 保険 「グランドス ラム」
発 行 期	H 4 年 3 月 25 日	H 4 年 2 月 4 日	H 4 年 8 月 3 日	H 4 年 9 月 21 日	H 4 年 10 月 1 日	H 4 年 10 月 2 日	H 4 年 12 月 1 日	H 5 年 1 月 4 日	H 5 年 1 月 4 日
販 売 期	定期 337,791件	定期 6,904件	定期 約 400件	定期 約3,100件	終身 約800件	100件未満 (法人チャネ ルのみ)	不 明	—	—
契 約 年 齢 範 囲	15歳～70歳	6～70歳	5～85歳 (終身) 5～80歳 (定期)	15～80歳	15～60歳	15～70歳	15～70歳	15～70歳	20～65歳
最低保 険金額	300万円 (セツト) 500万円 (単品)	50万円 (終身) 100万円 (単品)	200万円 (終身) 500万円 (単品)	不 明	200万円	不 明	200万円	300万円 (セツト) 500万円 (単品)	500万円
最高保 険金額・ 新規・ 通計	2000万円	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	1000万円
配当の 有無	○	×	×	○	○	○	○	○	○

出所：篠原 (1993)

※朝日では、特定疾病S受取人＝高度障害S受取人(契約者または被保険者から指定)で、被保険者が受取人のときには指定代理請求制度あり。

表3 販売状況と支払状況

(1) 販売状況（日本生命の場合）

	H4. ～10	H4. 11	計
件 数	350, 111件	92, 495件	442, 606件
保 険 金 額	19, 372億円	6, 041億円	25, 414億円

(2) 支払状況（日本生命の場合）（H4年11月現在 概算）

3大疾病保険金請求受付件数			査 定 結 果		
6月	3件	1,300万円	支 払	52件	37,100万円
7月	7件	3,400万円	不 支 払	16件	9,900万円
8月	10件	7,800万円	告反解除	8件	4,600万円
9月	10件	4,900万円	非 該 当	5件	3,300万円
10月	21件	17,800万円	取り下げ	3件	2,000万円
11月	32件	21,200万円	査 定 中	15件	9,400万円
(計)	83件	56,400万円	(計)	83件	56,400万円

出所：篠原（1993）

※癌78件，脳卒中3件，心筋梗塞2件

※癌の種類：乳癌28件，子宮癌16件，大腸癌10件，胃癌8件，膀胱癌5件，その他11件

※なお，この他に，3大疾病保険金請求には直接関係ないが，10月末現在，

・事故，病死により被保険者が死亡した契約が14件5,600万円

・給付金請求により，3大疾病保険の告反が判明したもの24件13,000万円

に即断しがたい。表3のごとく日本生命の経験から推測するかぎり，件数ベースで10%弱を占めるいわゆる告反解除率が注目される。この事実も含め，保険事故発生に及ぼす危険事情の予想外の悪化に備え，保険会社はこの新商品に保険料変更条項を付帯させ，経営者責任の全面的な負担を回避している。それほど，将来予測が困難な新機軸なわけである。

通説的理由づけ：

およそ保険大国とはいいがたい南アフリカ共和国でこの保険が新規に開発された理由として実務家サイドは以下の3点を列挙している。第1は社会経済的

9 原始的保険との対比で際立つ近代保険の特徴は前払確定保険料主義の採用だとされてきた（水島，1988）。つまり，わが商法第44条は保険契約者の保険料追補義務を免奪するとともに，第46条で保険者の破局状態での支払保険金削減の可能性を予定する。とまれ，当該保険は近代保険の本質解明のための新たな材料である。

条件を強調する。つまり、同国の当時の景況と医療保険制度全般の立ち後れを重視する。同国は1981年より不況とインフレに直面し、失業問題にあえいでいた。加えるに、生保の医療保障は当時非合法であり、それゆえに実質的にその機能を代替する商品開発が要請された。第2は、医療技術ないし医学水準にかかわる外生的条件にある。死因上位の疾病のばあい、発病確認から死亡までの期間の長期化に伴う生活費用も増嵩すること、また病状制御技術革新に伴い費用が増嵩することである。第3は保険経営の内的条件である。往時の売れ筋商品としてのユニバーサル・ライフが陳腐化しつつあり、花形商品に向けてモデル・チェンジの必要に迫られていた。

III. 2: 死亡保険金前倒しと臓器移植の共通項

本節では、まず心臓移植が南アフリカで世界最初に成功した事実経過を確認し、ついでこの事実と死亡保険金前倒しとの共通項を考察する。さらには、これらの新機軸がもたらされる根源的理由づけを試みる。

事実経過¹⁰:

臓器移植のうち心臓移植は、人の生死が決定的にかかわるから象徴的意味をもつ。史上初の成功を収めたのは南アフリカのC. パーナードであった。それは1967年12月に同種間、つまりある人の心臓を別人に移植する形であった。その際、移植に伴う免疫拒否反応を緩和する Imuran の効果が影ながら貢献している。それを契機にすでに1963年米国で同種間腎臓移植が成功していた。

他方、臨床レベルの最初の心臓移植は、1964年の米国における異種間、つまりチンパンジーの心臓の人への移植であり、失敗に終わった。南アフリカの成功例に触発されて世界中で臨床例が重ねられた。わが国では札幌医大の和田寿郎が1968年8月に実施し、83日間の生存記録を残したが、その後医療行為を逸脱した形跡ありとの嫌疑で法曹界から告発された。加えて、術後の成績も予想外に悪く、3分の2が3ヶ月以内に、大半が1年以内に死亡している。このた

10 本項は、平凡社世界大百科事典1979年版第16分冊「心臓移植」、第18分冊「臓器移植」の項による。

め、心臓移植例は、1968年101例を最高に、69年47例、70年14例と経年で激減し、70年7月現在都合164例が記録される。

共通項：

以下、死亡保険金前倒しと心臓移植との共通項を摘出しよう。第1に、両者は、死亡という事実¹¹に冷静に、つまり即物的に対処する制度である。前者は、当事者が死期の迫る状況を沈着冷静に把握し、現世の残余期間の生活に資すべく、保険法制上、「死亡宣告」を甘受したのち、死亡保険金を受領する制度なのに対して、後者は、死期真近かつ回復見込みのない傷病者の臓器を、死期は真近でないが相応の臓器なくば日常生活に不便を来す別人に移植する制度——純然たる経済学的表現では、人的スクラップの有効利用により「合成の経済」を抽出する制度——である。第2に、両者は「死」をめぐる古代より連綿と引き継がれてきたタブーに敢然と挑戦している。前件まで「死」は人知の及ばない「大宇宙」の現象であり、その人為的操作はそこを支配する神への冒瀆であり、それゆえ「小宇宙」を辛うじて取り仕切る同時代人は神の怒りを恐れた。この点、両者は文字どおり、Entzauberungの発露であり、また können から dürfen への一大飛躍の結果ともいえよう。

根源的理由づけ：

われわれは上記の通説的理由の他、以下のごとき2つの根源的理由を挙げることができよう。第1は建国史に、第2は地理的条件にかかわる。

11 阿部(1991)。日本での臓器移植の現状について、産経(1993/2/2夕刊)は、脳死臨調最終答申から1年経過してなお移植手術例がなく、他方で胆道閉鎖症による移植術希望の海外渡航児童がこの1年間に8人おり、1986年以降累計数は78人だという。この点につき、阪阪(1993)による人類学者波平恵美子からの引用が示唆に富む。曰く「日本人は生の世界に死者が占める位置を与えてきた。…死を抽象化して語るのではなく、死者について語り伝えるということで、死の文化の儀式を発達させてきた」と(p. 194)。このような思考様式は前近代的社会に特徴的な文化であろう。Zelizerによると「西アフリカのロ・ドガ族の間では、先祖伝来の靈魂たちが、子孫集団の世俗的財産に永遠の請求権をもち、かれらはそれによりえられる利得の配分に与る権利をもつ。先祖たちは、財産に対する時間と空間を超えた支配を通じて、重要人物として留まっている。かれらは集団で定められている社会規範に従わないかれらの子孫を罰するとみなされている。」(1979, p. 61; 田村試訳)

まず建国史につき検討しよう。この国はオランダ系を主体としたボーア (Boer) 人の入植に始まる。折しも前世紀末の欧米帝国主義の隆盛期、その西部 2 地区でダイヤモンド鉱床が発見されるや、英国はあからさまに干渉し、遂には 1899 年ボーア戦争を開始し、1902 年に勝利を収め、1910 年英自治領として南アフリカ連邦を建国させた。最近の社会的覇権については、英語を母国語とするブリトンが最優勢で、第 2 位に蘭仏独からの移民の混血のアフリカーナが位置する。第 3 位以下は有色人種 (バントゥー、カラード、アジア人) である。強烈な人種隔離政策 (apartheid) で固定されてきたこの序列は所得水準へも反映し、1970 年初期推計で白人 1 人当たり GNP は 1,600 ドル台なのに対して、有色人では 70 ないし 100 ドル台である。かくて、社会運営の基本部分につき欧州、とりわけオランダの文化が少なからず影響していることが推測される。¹² 上述の 2 つの新機軸はこの文脈からも解釈すべきだろう。以下、オランダ人のメンタリティーを象徴する 4 つの事例を列挙することとしよう。

第 1 に、オランダ東インド会社は 1600 年創設の英国に追従し、東方貿易の権益確保と植民地経営のために 1602 年設立される。¹³ この流儀は 1604 年にフランスから模倣される。第 2 に、一説によれば、オプションは 17 世紀の同国チューリップ市場で実用化された。すでに第 II 章で明らかなごとく、それは極めて経済合理的な金融ハイテク商品である。第 3 に、わが国が 1639 年に鎖国政策を開始するに際し、欧州諸国のうち唯一長崎居留地に踏みとどまったのもオランダである。この事実は、諸外国が経済と文化の葛藤の結果、政経分離策を採択するに至りえない中、この国だけが商業的利益をキリスト教布教に優先させるという、プラグマティズムをもちえたことを意味する。最後ながらさほど過小評価

12 なぜなら「故国の文化は…移民集団を構成している諸個人各自のなかに思想的サナギというか、思想的種子というか、観念的凝縮物となりやどり、そういう形で植民者たちに担われて、新世界へ運ばれて行った」からである (大塚, 1977, p. 17)。

13 西方の北米大陸へはオランダは英国に先駆け進出する。象徴的史実として、1625 年、オランダ人が現在のニューヨークの前身、ニューアムステルダムと命名されるマンハッタン島を原住民インディアンから数個のガラス玉と不等価交換で入手したことを挙げよう。

14 日経朝刊, 1989/11/26, 20面を参照。

できないのは、この国ではすでに1986年以降、2300人が安楽死し、1993年2月には世界に先駆け、「積極的安楽死法案」を可決した事実である。¹⁵ いずれからも、現世を経済合理的に割り切る文化が看取される。

さて、近隣諸国はこのようなオランダ人にいかなるイメージをもつのだろうか。一方で、経済観念につきさほど早熟でなく、むしろゲルマンの浪漫に憧れる東隣のドイツ人は、17世紀に遡及する幽霊伝説に「さまよえるオランダ人」(fliegender Holländer) を登場させる。他方で、西隣のイギリス人によるオランダ評を中島文雄編「岩波英和大辞典」掲載の成句からみよう。編者の注釈を待つまでもなく、以下のごとく「多くはオランダ人への偏見」(p. 519 右)である。

- ①Dutch account: 割り勘 (——贈与慣行の止揚; 市場原理の貫徹)
- ②Dutch auction: 競り下げ
- ③Dutch bargain: 一杯あげながらの取引
- ④Dutch comfort: この程度で済むのはまあまあとする慰め
- ⑤Dutch concert: てんでんばらばらな合唱
- ⑥Dutch courage: 酒の酔いを借りた勇氣
- ⑦Dutch gold, Dutch metal, Dutch foil: 模造金箔
- ⑧Dutch treat: 費用自弁の会食
- ⑨Dutch wife: 南洋の寝床で使う籐製の手足載せ (——タブーへの挑戦)
- ⑩take Dutch leave: 無断で職務放棄する
- ⑪in Dutch: 恥をかい、厄介な目にあって

ついで地理的条件につき検討しよう。同国建国の過程は米国のそれと近似する。すなわち、前近代的状态にある非西欧に対して、無尽蔵に近い土地・資源を求めて西欧諸国は帝国主義的に進出し、人造国家を構築した。両国間で際だ

15 保阪 (1993), p. 57.

16 長らく互酬経済に慣れ親しんだゲルマン人は貨幣経済が浸透しはじめる11世紀に至るまで、文盲で計算力もなかった(阿部, 1991)。自己革新の必要に迫られるのは、アルプスを越えてきたイタリア商人と不利な交易を余儀なくされてからである(清水, 1982)。

つ差異は、原住民対入植者比率と隣接諸国の近代化の程度であろう。前者について、南アフリカは、1970年調査で総人口2000万強のうち、有色人は1760万であり、白人は380万であった。有色人のうち、バントゥーとよばれる黒人はほぼ原住民の末裔であり、その数1500万である。後者について、その近隣の旧植民地諸国ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、モザンビークに近代国家がいまだ完成されているとはいいいがたい。解剖学者である養老孟司の仮説では、アニミズムやシャーマニズムの影響が強いZauberlandに囲まれた近代社会は、それが宗とする合理主義精神を過剰に発揮する傾向にある。同氏の表現によれば、南アフリカの心臓移植は、近隣諸国から浸透する「遺伝子の論理」に対抗するための近代国家側による「脳の論理」に基づく自己主張である。同国創設の「死亡保険金前倒し」はこの脈絡からも理解すべきだろう。

IV 結

人間生活は、ケ（日常的状态）とハレ（非日常的状态）の継起的な組み合わせから成る。このうち、ハレは2類型をもつ。第1は効用を高める事象であり、典型は「冠婚葬祭」のうち、葬を除くものである。第2は逆に低めるもので、典型は仏典にいう「四苦」（生老病死）のうち、後2者である。いずれの時代も人類はケの安定的な維持のため、ハレの管理法を考案している。なぜなら、ハレ的状态では、現代社会においても遠い人類の祖先が信仰した魔術（Zauber）ないし迷信が支配し、しかもそれがハレを規定する論理と整合的でなく、むしろ——程度¹⁷の強弱はあれ——対立的関係にあるからである。

さて、保険はその定義により明らかに第2類型のハレとしての災厄事に深く関わる経済制度である。端的に、それは、人知の及ばぬもの——経済システムにおける外生変数——がもたらす日常生活の攪乱状態を即物的に——近代保険において典型的には貨幣タームで——修復する制度なのである。このような状

17 災厄事にハレの論理がケの論理に優先する事例として、小は葬式参列者の駐車違反の「お目こぼし」、大は天皇崩御に伴う服喪休日・歌舞音曲自粛がある。

態への対応として近代保険が考案されたのはさほど古くなく、しかも地理的にも局所的な現象である。具体的に、最初の近代的生保は、産業革命に対応する形で1762年にロンドンに創設される。そこで考案された前払確定の平準保険料方式という合理的な保険技術は、その後植民地アメリカに移転される。その際、¹⁸少なくとも初期の開拓者は故国と近似した文化風土にあった。だが、1840年代まで彼の地で容易に受容された形跡はない。この史実を拡張解釈すると、損害保険はさておき、こと生命保険に関する限り、非西欧社会にあってはまなお災厄事の修復に近代保険のもちうる経済機能がフル利用されがたいことを予想できる。その主因として、この地域の民衆がハレ的状况にケの論理で冷静に対処できるとの確信——Entzauberung——を十分に保持していないことが挙げられよう。

かくて、えられる結論は以下のごとく箇条書きできる。

- ①近代保険は Entzauberung の帰結として成立する。
- ②保険購入に、主体の死生観、思考様式の在りようが少なからず影響する。それが他の経済制度にない側面——非日常的な災厄を即物的に修復する性格——をもつからである。
- ③わが国からアジア諸国へ保険技術を移転する際、彼我の文化構造の差異に配慮する必要がある。¹⁹
- ④保険受容のあり様は社会心理の深層を観察する際のよすがとなる。²⁰

18 マクファーレン(1990)は、近世初期の「魔女」概念が狭い英国内すら相違するという。つまり、産業革命を創始したイングランドで、その定義は文字どおり「旧弊にしがみつki、迷信にとらわれたもの」であったのに対して、隣接のウェールズ、スコットランドでは「時代変化へ適応力が旺盛なもの」——ユダヤ人のごとく読み書き算盤に達者なもの——であった。しかも、欧州大陸のかなりの部分で魔女とは後者の類型の人間であった。

19 応用ミクロ経済学の一角を占める「契約選択理論」が提示する命題は、社会経済構造と文化構造の整合性が経済システムの効率性を規定するということである。(cf. Otsuka et al., 1986)

20 田村(1990)は保険を社会・文化比較の鏡と位置づけている。

主 要 参 考 文 献

- 阿部謹也『ヨーロッパ中世の宇宙観』講談社, 1991.
- 会田雄次『合理主義／ルネサンス』会田雄次著作集第9巻, 講談社, 1979.
- 会田雄次「正論：欧州精神世界に変化の兆し」産経朝刊, 1993/3/11/
- 天野貞祐『道理の感覚』栗田出版会, 1971.
- 安楽寺かくれ念仏保存会『「かくれ念仏」史跡ご案内』, 宮崎県北諸県郡山之口町安楽寺, 1990.
- 藤本強『もう2つの日本——北海道と南島の文化』東大出版会, 1988.
- 端信行「文化人類学からみた日本人の生活リスク観の変遷」保険文化研究会講演録, 1992/7/3/
- 保坂正康『安楽死と尊厳死——医療の中の生と死』講談社, 1993.
- 堀米庸三編『生活の世界歴史6 中世の森の中で』河出書房新社, 1991.
- 井上明夫「米国における「生前給付」の現状と課題」生命保険文化センター海外レポート, 1990/8.
- 五木寛之『連如・聖と俗の人間像』日本放送出版協会, 1993.
- 板坂元『日本人の論理構造』講談社, 1971.
- 岩井克人「言語学から探る「商業」出生の秘密」読売夕刊, 1987/7/21/
- 岩井雄二郎『大阪商人の哲学』東京布井出版, 1981.
- 片岡千鶴子「長崎半島のキリシタン史」長崎県三和町史, 1986.
- 金日坤『儒教文化圏の秩序と経済』名大出版部, 1986.
- 窪徳忠『沖縄の民間信仰』ひるぎ社, 1990.
- 姜在彦「経済近代化で深まる矛盾：「孝」最優先の韓国」日経夕刊, 1989/4/27/
- Otsuka, K., Kikuchi, M. & Y. Hayami, "Community & Market in Contract Choice: The Jeepney in the Philippines," *Economic Development & Cultural Change*, Chicago Univ. 34-2, 1986/1.
- 大塚久雄『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス——』岩波書店, 1966.
- 大塚久雄『社会科学における人間』岩波書店, 1977.
- 岡崎泰造「公庫団信生保の地域分析」保険学雑誌, 522, 1988/9.
- マクファーレン, A. (酒田利夫訳)『イギリス個人主義の起源——家族・財産・社会変化』リプロ, 1990.
- マクファーレン, A. (常行敏夫・堀江洋文訳)『資本主義の文化——歴史人類学的考察』岩波書店, 1992.
- 水島一也「保険企業者論序説——デュフォーとフランクリン」日本保険学会創立30周年記念論集, 1971.
- 水島一也『近代保険の生成』千倉書房, 1975.
- 水島一也『現代保険経済』千倉書房, 1988.
- 水島一也「積立型損害保険をめぐる問題」国民経済雑誌, 158-2, 1988/8.
- 真継伸彦『救いの構造——日本人の魂のありかを求めて——』日本放送出版協会, 1991.

- 中村元『合理主義』青土社, 1993.
- 日経夕刊「ズームイン: 生命保険買います」1993/5/7.
- 西部邁『貧困なる過剰——ビジネス文明を撃つ』日本経済新聞社, 1987.
- 沼田健哉『現代日本の新宗教——情報化社会における神々の再生』創元社, 1988.
- ローテンバーク, M. (川村邦光訳)『逸脱のアルケオロジー——プロテスタンティズムの倫理と<失敗>の精神』平凡社, 1986.
- 笠信太郎『ものの見方について』河出書房, 1951.
- 酒井泰弘『リスクと情報: 新しい経済学』勁草書房, 1991.
- 産経夕刊「臓器移植“足踏み”」1993/2/2/
- 猿谷要『生活の世界歴史9 北米大陸に生きる』河出書房新社, 1992.
- 沢沢栄一『論語と算盤』大和出版, 1992.
- 司馬遼太郎『「明治」という国家』日本放送出版協会, 1989.
- 角山榮・川北稔・村岡健次『生活の世界歴史10 産業革命と民衆』河出書房新社, 1992.
- 佐々木宏幹『シャーマニズムの世界』講談社, 1992.
- 篠原晴人「生前給付型保険について」1993年1月大阪保険学セミナー報告レジメ.
- 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界——ルネサンス前夜の年代記』平凡社, 1982.
- 佐和隆光『経済学とは何だろうか』岩波書店, 1982.
- 住谷一彦『マックス・ヴェーバー——現代への思想的視座』日本放送出版協会, 1970.
- 谷口幸男『エッダとサガ——北欧古典への案内』新潮社, 1976.
- 田村祐一郎「身元信用保険について」『現代保険学の諸問題——相馬勝男博士古希記念論文集』専修大学出版局, 1978.
- 田村祐一郎『社会と保険——社会・文化比較の鏡としての保険』千倉書房, 1990.
- 田村祐一郎「「掛け捨て嫌い」の保険思想」日本リスク研究学会誌, 4-1, 1993/11.
- 高尾厚『保険構造論』千倉書房, 1991.
- 高尾厚「介護保険と文化摩擦」国民経済雑誌, 164-6, 1991/12.
- 高尾厚「保険制度と贈与慣行」保険学雑誌, 近刊, 1993.
- 梅棹忠夫・竹内宏「経済・文化の土着性」WILL, 1984/1/1.
- 梅原猛『日本人の「あの世」観』中央公論社, 1989.
- 和辻哲郎『風土——人間学的考察』岩波書店, 1963.
- ヴェーバー, M. (大塚久雄訳)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店, 1988.
- 山折哲雄『日本の仏教と民俗』日本放送出版協会, 1989.
- Zelizer, V. A. *Morals & Markets. The Development of Life Insurance in the United States*, Columbia U. P., 1979 (田村祐一郎訳『モラルと市場——アメリカにおける生命保険の発展』千倉書房, 近刊).

謝辞: 本稿は, 1992年4月創設の保険文化研究会(座長: 水島一也神戸大教授, メンバー: 田村祐一郎姫路獨協大教授, 真継伸彦姫路獨協大教授, 酒井泰弘筑波大教授, 森宮

康明治大教授，今井薫京都産業大教授，筆者）における筆者担当箇所の経過報告（1993/6/5）の一部である。同研究会を助成された財団法人生命保険文化センター及び有益なコメントを提示された同研究会メンバーに対して，記して謝意を表する。

1993/6/17/脱稿